

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	災害派遣手当等の支給に関する条例		
条 例 番 号	昭和 37 年神奈川県条例第 50 号	法 規 集	第 5 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、災害派遣手当等の支給に関する事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法の規定により職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めるものとされており、災害復旧のため派遣された職員に災害派遣手当等を支給するため必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	災害派遣手当等を支給するために必要な事項を定めるものであり、また、災害派遣手当等の額は総務大臣が定める基準に従って定めており、適正である。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	災害派遣手当等は、派遣された職員が住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設に応じ、支給することとするなど明確かつ限定期に規定しており、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法の規定に基づき、災害派遣手当等の支給について必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法の規定に基づき、災害派遣手当等の支給に関する事項を定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見 直 し 結 果	その他		
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特 記 事 項 人事委員会の給与勧告等を踏まえて、適宜見直しを行っていく。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無